

## さくら市農業委員会総会議事録（令和2年4月定例総会）

1. 開催日時 令和2年4月24日（金）午後1時30分から午後3時05分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人） 2番 齋藤 克之

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

- 議案第 8 号 さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について
- 議案第 9 号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野中 剛  
 係長 大山 昌良  
 主査 檜原 史郎  
 主事 石原 宏哉

## 7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 17 名で、欠席委員は 2 番 齋藤克之委員 1 名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	中山	<p>皆さんこんにちは。本日は定例総会大変ご苦勞様でございます。また、1 月中旬より騒がれております新型コロナウイルスでございますが 3 か月半過ぎてもまだまだ増える一方といったところでございます。農作業に関してもこれから田植えの作付けが始まりますけれども体には気を付けていただきまして従事していただきたいと思っております。また、先日の農業振興協議会の総会などの総会関係も全部コロナウイルスの関係で中止になっているところでございます。農作業に関しては皆さん作業の方は進んでいるのではないかと思います。十分に気を付けて作業していただければと思っております。</p> <p>それでは、ただ今よりさくら市農業委員会 4 月の定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして、3 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 2 件申請者〇〇株式会社及び申請者□□につきましては、栃木県農業</p>

		<p>会議に諮問したところ、3月27日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会からお願いいたします。</p>
19番	舟本	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類調査を行いました。案件として議案第3号1件、議案第6号1件、合計2件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号が1件、議案第3号が1件、議案第4号が1件、議案第6号が3件、合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
13番	小池	<p>当委員会は定刻午前10時に全員出席のもと開会し、議案等の内容審査を行い、その後現地調査を行いました。当委員会に付託されました案件は、議案第2号が2件、議案第6号が2件、議案第9号が4件の計8件であります。なお、詳細につきましては担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
14番	石田	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。議案といたしまして議案第1号が1件、議案第6号が1件、議案第9号が2件、計4件でございます。内容につきましては後ほど担当委員よりご説明がございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>1番の千野根友治委員、3番の関誠委員を指名いたします。</p>

		<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
12番	大塚	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>現地は庭及び花壇として利用しているとありますが、ほとんどが花壇で現在も使用中であります。内容につきましては事務局の説明のとおりです。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>

		以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
3 番	関	案内図 1 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請地は、国道と住居の間に細長い形で残っている土地でありまして、28年以上宅地と一体的に利用してきたということがあります。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。本日現地調査を行いました但問題がないものと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第 2 号番号 1 番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第 3 調査会の委員長より指名願います。
1 3 番	小池	あっせん委員としまして、1 3 番の小池と 2 0 番の小川雅之委員を推薦いたします。

議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号1番のあっせん委員は、13番の小池利一委員と20番の小川雅之委員を指名いたします。</p> <p>続きまして議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。</p>
13番	小池	<p>あっせん委員としまして、13番の小池と20番の小川雅之委員を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号2番のあっせん委員は、13番の小池利一委員と20番の小川雅之委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
15番	齋藤	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。問題ない案件であると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	石原	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請につい</p>

		て」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第4号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約1.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、既存施設の拡張(既存施設面積の2分の1以下)であることから、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
6番	石原	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請人はアパートを経営しておりますが、駐車場が不足していたため平成15年より駐車場として敷地内を無断転用してしまっておりましたが今回是正すべく申請に至りました。土地の利用は現状のまま使用するため資金は必要ありません。始末書が添付されておりますので皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第5号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の



		<p>例外「隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	<p>案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>内容につきましてははただいまの事務局の説明のとおりです。平成26年に一度申請が出ておりました賃借人が変更になった案件でございます。周辺の農地への影響はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>議案第6号番号1番及び番号2番の2件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第6号番号1番及び番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号1番及び番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内でありまますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>

		以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	<p>本案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>申請地は、いずれも譲渡人である〇〇株式会社が、建売分譲を目的として、6-1に関しましては令和元年8月26日付け、6-2に関しましては平成30年11月29日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。</p> <p>今回の案件は、〇〇株式会社から、建売住宅の購入を予定している譲受人への所有権の移転のための案件であり、許可することに問題はないと判断をいたします。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番及び番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番及び番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
16番	古澤	<p>案内図6-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性としては、現在アパートに家族4人で住んでおりますが、手狭になり住宅を考えておりましたところ祖父である〇〇氏の土地に住宅を建築するということで申請しております。</p> <p>農地への影響ですが、東側、南側は自作の田、西側は水路及び住宅、北側は住宅がございます。</p> <p>給水はさくら市上水道より調達、雨水は敷地内自然浸透、排水は合併浄化槽で処理後西側の排水路に放流ということでございます。</p> <p>資金計画は、造成費、建築費、諸経費合わせまして3400万円、全額借入でまかない融資証明も添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約2.8haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 番	千野根	<p>案内図 6-4 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は〇〇株式会社が売買により太陽光発電として転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性ですが、我が国は地球温暖化対策において温室効果ガスの削減に向けて務めてまいりましたが、平成 23 年 3 月の福島第 1 原子力発電所の事故以来、環境負担の少ない自立分散型の再生可能エネルギーシステムの移行を目指して官民の動きが非常に活発になり、国が平成 23 年 8 月再生可能エネルギー措置法を制定し、翌年 7 月より固定価格買取制度が開始されました。弊社においても再生可能エネルギーの導入に取り組み、電力不足の対応と地域経済の活性化を図ることを目的に計画いたしました。</p> <p>土地の選定理由ですが、日照もほぼ良好で平坦地、計画上の敷地面積もおおむね確保され、かつ道路に接道、維持管理も容易で良好な立地条件を備えた土地を選定いたしました。</p> <p>土地の利用計画ですが、申請地は事業面積を 16,028㎡、太陽光パネル 1,920 枚、最大出力 768kW、出力 499.5kW の高圧発電所を設置します。施設周辺は高さ 1.8m のフェンスで囲み管理徹底を図ってまいります。施設内は整地して雨水は自然浸透の処理を施します。その他取水排水はありません。</p> <p>資金調達についての計画ですが、必要資金合計 9086 万円、全額自己資金でまかないます。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側と南側は雑種地と農地、西側と北側は雑種地です。フェンスを建ててから施行いたしますので砂利の流出はありません。工作物の高さは 1.5m なので日照及び通風の面でも影響はありませんが転用に際して被害を及ぼすことのないように注意いたします。</p> <p>先日 18 日に最適化推進委員と、また、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>案内図6-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は稲作を中心に大規模に農業を営んでいる申請人が祖母の農地を使用貸借により農機具置場として転用する申請です。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は自宅敷地内にあり、管理・防犯上の観点から当該地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、現状のまま使用しトラクター、トレーラー、ブームスプレーヤーの駐車場及びトラクターの付属備品の保管場所として利用いたします。取水排水はありません。雨水は敷地内浸透にて処理いたします。</p> <p>資金計画につきましては、現状のまま使用するので、かかる経費はありません。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側は水路、西側と南側は自己所有雑種地、北側は家族所有宅地なので被害はないと思われまます。</p> <p>4月17日の農地利用最適化推進委員及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第6号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第6号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約1.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものであり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	石原	<p>案内図6-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>賃貸人と賃借人は親子関係にあたります。賃借人は現在アパートにて生活していますが子供も2人になりまして何かと手狭なので父より土地の提供を受けまして転用申請に至りました。</p> <p>土地利用計画としましては、進入は東側の市道から行い上水は市営水道を新規引き込みます。下水は農業集落排水の既存最終柵に接続いたします。雨水については敷地内浸透です。</p> <p>資金計画は、建築費・諸経費合わせまして3600万円で全額融資にてまかないます。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としましては、東側は畑、西側は畑、北側は畑、南側は畑となっています。農地との境には植栽を行い土砂・雨水の流出を防ぎます。他法令に関しましては、道路については建築基準法の道路であることを確認済みで、排水に関しましても集落排水柵接続可能であることを下水道課に確認済みで</p>

		す。以上皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第6号番号6番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号6番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第6号番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第6号番号7番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	この案件は、議案第5号番号1番と同じでありますので場所の説明及び申請内容の説明は省略させていただきます。 本日農地利用最適化推進委員2名と現地調査を行いましたが無題ないとの判断をいただきました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。

		<p>議案第6号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、2時40分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(午後2時30分～午後2時40分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>議案第7号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度第1号 公告予定年月日は令和2年4月30日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規36件、再設定15件、農地中間管理権取得が7件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第8号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選</p>



事務局	野中	<p>考委員会委員の推薦について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p> <p>さくら市農地利用最適化推進委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、令和2年7月20日からの委員につきまして、令和2年2月5日、一部の地区につきましては2月28日を期限としまして、応募受付を行いましたところ、募集人員27地区28名に対し、27地区31名の応募がありましたことから、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」に基づき、選考委員会を設置して、候補者を選考することになります。</p> <p>選考委員会は、さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程第3条により6名以内の委員で構成され、同条第2項により「委員は、農業委員会委員の中から互選したものとし、農業委員会が委嘱する。」こととなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員6名以内を推薦していただきますよう、お諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>ただいま事務局より説明がありましたがどのように選出したらよろしいかご意見がありましたらお願いします。</p>
11番	見目	<p>6名ということですので、会長、会長職務代理者、各調査会の委員長の6名でいかがでしょうか。</p>
議長	中山	<p>ただいま見目委員より、会長、会長職務代理者、各調査会の委員長の6名でどうか、という意見が出ましたが、ほかの意見はございますか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、選考委員として、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名を推薦することといたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、議案第9号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第9号番号1番について朗読して説明する。)</p>

		(場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 石田多美子委員、 現地確認日は令和元年9月12日です。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	昨日現地を確認しましたが、山の様相を呈していきましてどこが 農地なのかわからない状況でありました。山に入っていくことも できない状態でしたのでやむを得ないと思います。 皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第9号番号1番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第9号番号1番は原案どおり承認され ました。 続きまして、議案第9号番号2番について事務局の説明を求め ます。
事務局	大山	(議案第9号番号2番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現 地確認日は令和元年11月1日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	4月14日に地元推進委員と現地を見てきました。申請地付近 は耕作する人もなく、また落ち葉さらいをする人もなく道が通れ ない状態です。篠で覆いつくされていきまして手でかき分け進んで 現地を見てきました。通る道がありませんので農地への復元は不

		可能と思われます。非農地通知書の交付につきましては何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号2番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第9号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第9号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第9号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和元年8月31日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
5番	七久保	先ほどの9-2に隣接した土地になります。理由は先ほどと同じで通る道がありませんので農地への復元は不可能と思われます。周囲全部が荒廃している農地になっています。非農地通知書の交付につきましては何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号3番について承認される方の挙手を求めます。

		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第9号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第9号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日は令和元年8月31日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>4月15日に地元推進委員と現地を確認しました。北側に水田があり、当該地はスギとヒノキは伐採されていましたが一目見て農地への復元は不可能と思われます。</p> <p>非農地通知書の交付につきましては何ら問題なしと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第9号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第9号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p>

		<p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 石田多美子委員、 現地確認日は令和元年9月12日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
14番	石田	<p>本日地元推進委員と現地を確認してきましたが農地に復元するのは困難と思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願 いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第9号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号5番は原案どおり承認され ました。</p> <p>続きまして、議案第9号番号6番について事務局の説明を求め ます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第9号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、 現地確認日は令和元年9月2日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>ただいまの事務局の説明のとおりでございますが4月19日 の農地利用最適化推進委員との現地調査並びに本日の調査会 での現地調査におきまして現地を確認してまいりました。この土地 は進入路がないため約35年耕作していませんので非農地通知 の交付につきましては何ら問題ないと思えますので皆様のご審 議のほどよろしく願います。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号15番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号10番はお目通しを願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>以上をもちましてさくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後3時05分閉会)</p>